

平成29年 第5回

教育委員会臨時会会議録

とき 平成29年4月18日

品川区教育委員会

平成29年第5回教育委員会臨時会

日 時 平成29年4月18日(火) 開会：午後2時00分
閉会：午後3時05分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 鈴木 敏夫
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子

出席理事者 教 育 次 長 本城 善之
庶 務 課 長 品川 義輝
学校計画担当課長 篠田 英夫
学 務 課 長 有馬 勝
指 導 課 長 熊谷 恵子
教育総合支援センター長 大関 浩仁
品川図書館長 横山 莉美子
統括指導主事 山本 修史
統括指導主事 堀井 昭宏

事務局職員 庶 務 係 長 小林 則雄
書 記 前田 隼穂
書 記 高下 聖矢

傍聴人数 1名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第 41 号議案 教育長の品川区国際友好協会理事の兼職の承認について
- 報告事項 1 平成 28 年度後期一般監査の結果について
- 報告事項 2 平成 29 年度学級編成について
- 報告事項 3 平成 29 年度移動教室について
- 報告事項 4 品川コミュニティ・スクールについて
- 報告事項 5 都費教職員の任免等に関する内申について（休職）
- 報告事項 6 事務局職員の任免等について

【教育長】 ただいまから平成29年第5回教育委員会臨時会を開会いたします。

署名委員に菅谷委員、富尾委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

まず、会議の持ち方についてですが、お手元の日程第2、報告事項5 都費教職員の任免等に関する内申について（休職）、それと、日程第2、報告事項6 事務局職員の任免等についての会議の持ち方についてお諮りします。本件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき非公開の会議といたしますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件については全ての日程の終了後に審議いたします。

それでは、本日の議題に入ります前に事務局からご報告がございます。

【庶務課長】 初めに、中島教育長でございますが、平成29年3月28日に開催されました区議会本会議におきまして、教育長任命の同意を得て、教育長に任命されたことをご報告申し上げます。任期は、平成29年4月13日から平成32年4月12日まででございます。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、中島教育長が就任した4月13日から、当区におきましても新教育委員会制度へ移行いたしました。これに伴いまして、これまで経過措置として設置されておりました教育委員長の職が廃止され、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されました。新教育長が教育委員会の会議を主宰することとなっておりますので、本日の会議より教育長が司会をさせていただきます。

以上でございます。

【教育長】 それでは、私のほうから一言、ここでご挨拶をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

改めまして、教育長として4月13日付で任命をいただきました中島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

もう皆様、ご存じのように、この新しい制度は、既に実施をされている区もほかにはたくさんあるわけでございますけれども、本区におきましては、教育長としての私が在任中であつたということがありまして、その在任期限が切れるまでは旧制度の形で移行措置をしていくという区長の判断がありました。今回、私の任期が切れ、また幸いにも継続という形になったことを機に、新しい制度に移行をすることになった次第です。

この場にこうして立ち、ここに座りますと、その責任の重さを強く感じる場所でありまして、菅谷先生がこちらに座ってくれたらいいと改めて思う次第です。もちろんこの委員会の司会進行を務めるというだけではなく、今回、教育委員長という職がなくなって教育長に一本化されるということで、教育委員会全体としての権限と責任が集約されるというような部分もありまして、これまでもちろんそうでしたけれども、これからはさらにさまざまな審議の慎重性、そして的確性、判断、処置の適合性が求められるという状況に

なろうかと思っております。

もしこのまま何事もなく私の任期を務めれば、東京2020大会の直前までということになりますが、それまでも、今年度の道德の小学校の教科採択、来年度の小学校の教科書採択、そして次の年度の中学校の教科書採択と、教科書採択が続く3年間になろうかと思えます。また、それとは別に、今、品川教育ルネサンスで進めておりますさまざまな取り組み、例えば学事制度審議会、コミュニティ・スクールの推進、学校改築、こういったような体制も徐々に整っていく状況があります。

教育委員会がこれから品川区の子どもたちのためになすべきことは、このように課題として目の前にある状況がございます。それにつきましては、今後、引き続き委員の皆様方の熱心なご協議をいただき、また理事者の皆様方のさまざまな情報提供をいただき、明日を生きる品川の子どもたちのためのよりよい教育施策を実現していければと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項で、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う旨が規定されております。この規定により、菅谷委員を教育長職務代理者として指名させていただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、菅谷教育長職務代理者、ご挨拶をお願いいたします。

【菅谷教育長職務代理者】 久しぶりにこの席に戻って、こんなうれしいことはないなと思いました。ただ、今、任命同意ということがございましたけれども、職務代理という仕事も結構大変だなと。心から、教育長に事故があったり、または欠けるなんていうことがないように願っておりますが、組織の囀としては、必ず、何かあった場合に代理を主に立てるということの明記だと思います。それに恥じないように頑張りたいと思います。

今後ともよろしくお願いいたします。

【教育長】 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。日程第1、第41号議案 教育長の品川区国際友好協会理事の兼職の承認について。

本件は、いきなりで恐縮でございますが、私自身に関する議案になります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項により、自己の従事する業務に直接の利害関係のある議案については、その議事に参与することができないという規定があるため、私は退席することといたします。なお、本件議事につきましては、教育長職務代理者をお願いすることといたしたいと思っております。

(教育長退室)

【菅谷教育長職務代理者】 それでは、自席より会を進行させたいと思っております。

日程第1、第41号議案 教育長の品川区国際友好協会理事の兼職の承認について、それでは説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から教育長の品川区国際友好協会理事の兼職の承認について、ご説明のほうをさせていただきます。

現在、中島教育長は国際友好協会理事の役職に就いてございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条5項の規定により、品川区教育委員会教育長の品川区国際

友好協会理事としての兼職を承認する必要がございます。

それでは、資料のほう、ごらんいただきたいと思います。

今ほど説明しました地方教育行政及び組織運営に関する法律第11条第5項でございます。「教育長は、法律又は法令に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方教育団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」となっております。いわゆる教育長の職務に専念するということが、ここでは書いてございます。

ただ、冒頭、前半にございますように、「法律又は条例に特別の定めがある場合」とあります。これにつきまして、その下をごらんください。品川区教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第3項のところを抜粋してございます。教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得てその職に専念する義務を免除されることができるとなっております。

1号として、研修、厚生に関する計画の実施に参加するときとありまして、その3号です。「前2号に掲げる場合を除くほか、品川区教育委員会規則で定めるとき」となっております。その下、ごらんください。品川区教育委員会規則でございます。品川区教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則第2条1項に、教育長が、国又は他の地方公共団体その他の公共団体若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に従事する場合となっております。要するに、規則のこの部分に関しては、職務専念義務を免除することができるというふうになってございます。そこで、その免除をするためには、品川区教育委員会の承認を得るということになっておりますので、この場で審議を踏っているところでございます。

口頭ではございますが、簡単に国際友好協会のほうのご説明をします。

国際友好協会は、品川区が姉妹都市あるいは友好都市を結んでいる外国都市の市民と品川区民とが、文化、スポーツ、教育、経済等のさまざまな分野で交流を行い、両区の市民の間に理解と友情のきずなを深めるとともに、区民の国際認識の醸成を図り、引いてはそれが世界の平和の維持に貢献することを願って設立されている団体でございます。こちら、昭和61年に発足をしまして、その発足時から歴代教育長が理事となっているものでございます。

規則のほうに、資料1の3番目の規則です、2条1項のところ、「職務と関連を有する公益に関する団体」とあります。教育の職務にどこが関連しているかというところではございますが、この国際友好協会、例えば国際交流事業の中で、学校長の推薦する中学生の派遣をしております。それから、ホームステイの受け入れのときに、昨年度については、例えば品川学園で学校体験をしたりとかということもやっております。それから、語学派遣研修の協議ということで、オークランド市のリンフィールド校、スティーブ校長先生と協議をしております。昨年度も何回か教育長室に訪れてお話をしているというところから、職務としては十分関連する項目はあるということでございます。

私からの説明は以上でございます。

【菅谷教育長職務代理者】 ありがとうございます。

それでは、質疑はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

鈴木委員。

【鈴木委員】 今、教育長が兼務しているものは、ほかにはないわけですか。

【庶務課長】 ございません。国際友好協会の理事のみでございます。

【菅谷教育長職務代理者】 よろしいですか。

ほかの委員さん方、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、採決いたしますが、ご異議はございませんでしょうか。

それでは、採決いたします。本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷教育長職務代理者】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

それでは、教育長、入室をお願いいたします。

(教育長入室)

【教育長】 では、次に日程第2、報告事項1 平成28年度後期一般監査の結果について説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、平成28年度後期一般監査の結果についてご報告をいたします。それでは、資料のほうをごらんください。

まず資料の1ページでございます。今回、教育委員会事務局の監査対象としましては、小学校8校、中学校1校、義務教育学校2校でございます。

続きまして、3ページをごらんいただけますでしょうか。3ページのほうが教育委員会事務局の指摘事項となっております。中段から下になります。まずは1番、契約事務でございます。契約事務(1)番につきましては、物品購入契約の際に、同日に同一事業者と分割して契約が行われたということが指摘をされてございます。

続きまして、(2)番です。屋上雨漏り補修防水工事でございますが、こちら、雨漏りがたびたび発生をしまして、その都度、契約を締結して補修工事が行われているということで、これは一括して補修工事をしっかりとやっていただきたいということで指摘のほうがございます。

続きまして、4ページをごらんください。2番の支払い事務でございます。支払い事務につきましては、事業者へ代金を支払うまでに日数を要しているということで指摘を受けてございます。

3番目です。指定消耗品の管理ということで、こちら、郵券の消耗品受払簿につきましては、受払担当者による確認印が押されていないということがございました。帳簿等の整備を徹底されたいということで、指摘をされてございます。

4番目です。毒物劇物管理についてということで、まず一つ、アの部分です。毒物劇物管理簿に誤った薬品名が記載されている、それから、水酸化ナトリウム水溶液を使用した際に、毒物劇物管理簿に使用年月日及び使用後の重量が記載されていなかったということが発見されました。イにつきましては、薬品庫に薬品名を表示したラベルが張られていないペットボトル入りの液体が保管されているということが指摘をされてございます。

今回は、改めて監査委員のほうから口頭意見ということで意見をいただいております。指摘している項目につきましては、今、一番最後にありました毒物劇物管理についてというところで指摘を受けてございます。

指摘の部分でございますが、以前よりも何度も指摘をしている事柄です。年々、学校ごとに工夫を重ね、学校によっては新入職員に年度当初に研修をしているところもあるようです。ほとんどの学校では改善が図られています。しかし、いまだ問題としなければならない事象が発生しているのは残念です。

多くの学校では、必要な薬品を精査し、不要な薬品は廃棄するなどして管理面、安全面でも最善を尽くすように努力されています。指摘した2校については、理科室や理科準備室も片づけられていない印象で、薬品庫についても、使用しない薬品が多数保管されているなど、管理し切れない状況をつくり出しています。

子どもたちは危ないものに興味を抱くことがあります。このことを念頭に、もう一度、管理のあり方を確認し、薬品があるのかないのか、わからないような状況は早急に改善していただきたいと思います。

という意見をいただいております。

以上が指摘事項でございます。今回も幾つかの点で指摘をされてしまいました。ただ、いつも指摘事項となっておりました、10万円以上の品物の購入をするときに、2社以上、見積もりをとるところを1社しかとっていなかったという部分、それから給与の支払いの際に通勤届けの出し忘れとか、住居手当の申請の出し忘れとかで支給額が遅延してしまったとか、そういう部分については改善をされている部分もありました。

まだまだ指摘されている部分はありますし、特に毒物劇物についてまた指摘を受けているという点では、非常に教育委員会としても遺憾のところでございます。

これらのことは、基本的には適切に処理を行い、教育委員会からも指導を行い、今後、このようなことがないように努力をしていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

【教育長】 改善された部分もあれば、継続的な課題となっているところもあるという状況かなと思います。委員の皆様のおかげでいろいろとまた伺いたいこともあるんじゃないかなというふうに思いますので、まずご質問をいただきたいなと思います。

鈴木委員。

【鈴木委員】 すごくじくじたる思いがあります。荏原一中の、量に関しては的確にチェックができていますのですけれども、まさかラベルが張っていない薬品があったなんていうこと、角度を変えると、1点だけを集中してチェックだけじゃなくて、全体的にほんとうにチェックをしないと、なかなかそう簡単には改善はされないなという意識が。よほどいろいろな角度からチェックが必要だなと思います。

【教育長】 今、鈴木委員がおっしゃったように、1人の人に任せて1人が考えているだけでは絶対だめな話ですね。

ほかの委員の皆さん、いかがですか。

富尾委員。

【富尾委員】 私たちが調べに行った意味は一体何だったのだろうかというか、悲しいですね。おっしゃるように、私たちも気づけなかったような部分もあるのかもしれないですし、徹底しているのでしょうけれども、手がちゃんとそこに適切に行き当たらないという形なんだと思うので、ちょっと考え方を変えなくてはいけないのかなと思います。

【教育長】 指摘されなかった学校もあるわけなので、今のお話があったように、大方

はできているというところなのかもしれませんが、やはりまだこういう状況があるということですね。私たちが訪問し、理科準備室を委員の皆様にもたくさん見ていただいているんですけども、全部をそこで知るわけにもいきませんし、そこはやはり指摘を受けて考えてもらおうかしらうがないなとは思っているのですが。

海沼委員はいかがですか。

【海沼委員】 私も今回も見せていただいたのですが、そこまでは思わなかったもので、ちょっとびっくりしているところです。

【教育長】 既に校長連絡会ですとか、副校長連絡会で庶務課長のほうからこの指摘の話をして、さらなる充実を目指すようにという指導はしているのですが、職務代理、どう考えればいいでしょう。

【菅谷教育長職務代理者】 今回のこの2つの小学校と中学の例を見ていて、それぞれにやはり問題点があると思います。私が一番問題点にしたいのは荏原一中の問題です。これ、何がというと、小山小の場合、水酸化ナトリウムを使用した際に減っていて、それが使用年月日に書いていないというのは、これ、ミスはミスなのですが、よくあることだなと私は思います。

多分、ご自分のご自宅で薬品、そんなになくても、何か気をつけていられる。いっぱいあると思うのです。殺虫剤にしても何にしても、そういうことはあると思う。忙しさのあまりに忘れちゃったというようなこともあると思うのです。こういうことは必ず組織で防止していかなきゃいけない一つの例だと思います。だから、物を管理する人たちが、1つじゃなくて複数の目で見なければいいのですけれども。

荏原一中の場合、薬品庫の中にラベルが張っていないペットボトルですね。これ、考えてみますと、ペットボトルというのは、多分、飲み物が入っていたものだと思うのです。それに薬品を入れているという感覚ですね。これはもうどこでもその薬品を使った方たちが、絶対、これはしてはいけないことなのです。子どもでなくても、先生でも、薬品庫にあるものを飲むという人はいないと思うのです。けれども、置いておいたものがペットボトルで水だとすれば口にしますので、何しろ子どもがいる環境だと思うのです。

なぜこういうことをするのか。相当の、物を管理する、前の薬品の扱いというのですか、非常に欠けているなという意識があります。もしそれが許されるとすれば大変なことなのです。だから、そこに立ち入ってみていかないと、そこは直らないなというふうに感じます。

理科の先生以外の方がそんなことをやったとは思えません。理科の先生だと思います。理科の先生がほかに、大きなものから移すということはよくあります。でも、今、個別で管理しますので、1本なら1本です。何が入っているかわからないものがそこに置いてあるということ自体が非常に危ないのと同時に、こういう管理の仕方は絶対ない、あり得ないということなので、抜本的に学校の組織を挙げてやっていただかないと、これは困るなという感じがします。

それで、毎年、何校かを回って理科室を見ますけれども、はっきり申し上げて見たくないなという学校はあります。これは何かというと、整理されていない。整理整頓されていない学校というのは、誰が見ても、いつ見ても直りません。乱雑なところが、やはり一番盲点だと思います。先ほどの監査委員の方の御意見にあったとおりだと思います。そのと

おりです。やはりやる気がない、片づけられない、そういう人たちがいると事故が起きるのです。

抜本的に、私は小山小と荏原一中、もう一度、見たいなと思っています。こういうような指摘があった後にどれだけやっていたかというのは、ほんとうは一番、私たち、見たいなと思うのです。問題のないところでも、二度と起きないようにことはすごく大事だけれども、問題が起きたところ、重点的に行きましょう。指導主事さんも理科の指導主事さんがいらっしゃると思うし、私もずっとそういう薬品を扱っていたことがあるので、その見方で見たほうが良いと思います。

それから、学校の中に薬剤師さんという方が必ずいるのですね。その方たちも、何かお仕事をさせていただく。いわゆる理科室の管理の中の薬剤、どういうふうにされているかというのは、1回でいいから調査させていただければありがたいと思う。薬剤師さんは専門家ですからね。専門家がどういう形でこれを見ていらっしゃるか、大事だろうと思います。

ほんとうに3年間、ずっと学校を回って見てきていて、まだなくなる。学校の管理の中では、これほど簡単な仕事はないと思うのです。非常に、さっき鈴木委員が言ったように、恥ずかしいなという思いでいっぱいです。それにも負けず行かなきゃいけないなと感じました。

すみません、以上です。

【教育長】 ありがとうございます。

教育委員の方々のせいでは決していないと思うのですけれども、理科準備室は、学校訪問に行くと非常に丁寧に見ていただいて、決して楽しい仕事ではないとは思いますが、改善されてきた部分も多くあるのですが…。こういったような指摘をまだいただいているというのは事実です。

この2校に関しては、その後、事務局のほうで何かしら直接確認等は行っておりますか。

庶務課長。

【庶務課長】 まだ現在、行けておりませんので、これからしっかりと確認してきたいと思います。

【教育長】 それはぜひ、今、特に理科専門である菅谷職務代理の指摘などを踏まえて、学校のほうに指導をお願いしたいと思います。

自分がそういう指示を出すべき立場なのだろうと思うのですけれども、ここでこういう協議をして、そういうことを言うのは自分に言っているということになるのですが、何となく難しい立場です。ぜひ、即動いてよろしくをお願いしたいと思います。指導主事のほうも、あわせて心がけるようにしてほしいと思います。

これに関して、私のほうでも、ご存じのように学校というのはものすごく備品、消耗品があふれている状況がございます。実は今、庶務課長の報告では、今回、長くなるので直接は触れなかったのですが、この用紙の後段のほうの部分、こちらに物品管理に関する法などの規定で、今後の問題点を明確にするためにということで、12ページ、13ページのあたりに管理する備品の今後のあり方を見直してもいいんじゃないかというような指摘が監査からなされているんです。特に15ページ、個別の意見のところをごらんいただくと、八潮学園の名前が出されていて、4行目あたりから、「先に備品登録の数が多い施設

として学校の例を挙げた。その中でも特に多いのが八潮学園であり、2,794個の備品の登録がある。しかし事務職員の方は他の同じ規模の学校と変わりはない」。

そういうようなことも踏まえて、もっと備品の範疇を狭めてはどうかというようなことで、事務量を減らすような工夫を考えなさいというようなご指摘もありまして、ただ、全庁的な問題なので、教育委員会が考える問題ではない。例えば備品額の基準を今よりもっと引き上げて、備品の数を少なくしてはどうかというような指摘が出ておりますので、そういったようなことも含めて、より管理体制をきちんととれるように、外から内から整えていきたいなというふうに思っております。

昨年度の話の中で、学校訪問に行ったときに、今年度は教員の授業を中心に見ていきたいということが話し合われたかと思えますけれども、こちらをなくすわけにはいかないのかな、そんなふうにも思いました。

ほかにどなたか、委員の方でご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、平成28年度後期一般監査の結果についてはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に日程第2、報告事項2 平成29年度学級編制について説明をお願いいたします。
学務課長。

【学務課長】 それでは、平成29年度の学級編制についてご報告いたします。資料ナンバー3になります。A4両面印刷、カラー刷りでございます。

表が小学校及び義務教育学校の前期課程の児童数と学級数です。裏面が中学校及び義務教育学校後期課程の生徒、学級数ということで集計をしております。なお、本日のこの資料は、4月1日現在ということで暫定版になるということでご了承願います。また、以下、小学校と言う際には義務教育学校の前期課程を、中学校と言う際には義務教育学校の後期課程を含むということでご説明をさせていただきますので、あわせてご了承願います。

まず、学級編制の考え方ですが、公立の小中学校の学級編制は、国が1学級の児童生徒数の標準を定めております。そして、各都道府県は、国の標準に基づき、都道府県教育委員会の基準を、別途、設けているところでございます。そして、いわゆる義務標準法では、小学校1年生は1学級35人、2年生から6年生及び中学校の全学年については、1学級40人ということで学級を編制するというのが標準となっております。

しかしながら、東京都におきましては、小学校2年生と中学校1年生については35人学級にするための対応として、教員の加配措置を実施しているところでございます。当区におきましては、都教育委員会の基準に基づき学級編制をしております。

そして、表の一番下のほうでございますけれども、合計欄の下のところに、学級規模縮小ですとか、弾力的運用などという注釈をつけてありますので、これを参考にさせていただきながら、まず小学校のほうの表を見ていただきたいと思います。

まず、この表で黄色、ピンク、緑と色分けしている部分がございますが、それ以外は全て都の標準に基づき学級編制をしております。黄色で色分けしている部分ですけれども、これは学級の人数規模を縮小して学級数を増やしたということでございます。例えば1番の城南小学校の2年生をご覧ください。児童数は72人となっております。1学級40人とすれば、本来2学級ということになりますけれども、2年生は、都の35人学級対応加

配により、1学級の人数規模を縮小して3学級として編制をしております。

以下、3番、三木小、11番、鮫浜小、14番、浜川小、33番、伊藤学園の2年生につきましては、本来、40人学級に照らし合わせますと1から2学級となるところでございますが、いずれも35人学級対応加配に照らし、2から3学級として学級編制をしております。

次に、ピンク色で示した3番、三木小学校の新1年生と、下のほうに行きまして29番、上神明小学校4年生ですが、それぞれ2学級、1学級でよいところ、配慮が必要な児童がそれぞれ7名程度在籍するということから、この2学級につきましては、区の判断による弾力的運用ということにより、3学級、2学級として編制をしております。

次に、緑色の25番、第二延山小学校の2年生ですけれども、こちらについては107名で3学級として編制しております。これは、いわゆる物理的な制約もあることから学級数を増やさずに、教員加配によるチームティーチングによる対応を選択したということでございます。

今年度、小学校の特徴は、まず新1年生ですが、昨年と比べて、下のところを見ていただきますと、1年生については合計で8名の増というふうに大きな変化はありませんでした。

9番の第四日野小学校、24番の源氏前小、26番の後地小の新1年生につきましては、昨年に引き続き2学級編制となっております。

14番、浜川小では、学区内に大きなマンションが建ちまして、この入居が始まったということで、特に新1年生の入学者が増となっております。

また、23番の宮前小の1年生が2学級となりました。先ほど申し上げました29番の上神明小学校4年生についても、弾力的運用において2学級にしたことによりまして、全学年単学級の学校は、昨年度の5校から3校、浅間台小、中延小、清水台3校となっております。

一番下の合計欄をご覧ください。以上によりまして、29年度は通常学級の児童生徒の合計は1万4,766人で491学級、昨年同時期の4月1日現在と比べますと、425人、10学級増えております。これは6年生で卒業した児童が2,170ということでしたけれども、新1年生が2,605名入ってきたということで、この差で約430名の増となったものです。

また、特別支援学級につきましては、固定級については大きな変化は見られませんが、括弧で示したとおり、通級の児童数につきましては363名と100名の増ということになっております。

次に裏面、中学校の学級編制になります。7年生は35人学級で都の教員加配があるということで、それぞれ学校に応じて選択をしております。黄色で囲みました11番、伊藤学園と13番の荏原平塚学園の7年生は学級増を選択し、緑で囲みました12番の八潮学園の1年生は教員加配を選択したものでございます。弾力的運用は、今年度はございません。

今年度の特徴ですが、まず7年生では、昨年と比べ29名の増となっております。4番の鈴ヶ森中につきましては、学区内での大型マンションの入居により、特に7年生の入学者が増となっております。

5番の富士見台中、7番の荏原第五中学校は、住基の増によりまして新7年生が増えております。11番の伊藤学園の7年生は、今度は逆に学区内の住基人口が約30名減っているということで、昨年と比べての減となっております。

14番の品川学園については、学区外に転居、学区外への希望が減ったということで、昨年よりは増えているということでございます。

合計欄をご覧ください。以上によりまして、中学校の通常学級の合計につきましては4,777名、144学級です。昨年と比べますと41人、3学級の減となっております。これにつきましては、9年生の卒業生が1,666人でしたけれども、また今度の新9年生が1,570人と94人減ってきているというのが主な原因でございます。

また、4月7日入学式の段階では、多少、人数が動いておりますので、その辺は加味していただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。それでは、何か質疑がございましたらお願いします。どうぞ、職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 1点、よろしいですか。表裏ということはないんですが、合計のところでは前年と比較しながら数字をお話しいただいたのですが、当然、前年の子どもさんと今年の子どもの違いは数の上で出てきていますけれども、例えば中学、義務教育学校後期のところを見ていただきますと、8年生の前年が1,564となっております。ところが、昨年の8年生ですが、今年の9年生が1,572ですから、差し引きますとおよそ8人増ということは、今学年になって9年生が8人入ってきたということでいいのかなと思うんですが、それでよろしゅうございますか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 基本的に、今、委員が言われたとおり、斜めにスライドするといいますが、昨年の8年生の4月1日現在の数字が、今、今年の9年生の増となっているということで、この表で言えば8名の増という形で捉えるということで見ただけならばというふうに思います。

【教育長】 よろしいですか。

ほかにいかがでしょう。

富尾委員。

【富尾委員】 弾力的運用のことについてなんですけれども、小学校のほうで、三木小と上神明小でそれぞれ7名ずつ配慮が必要なお子さんたちがいるということなんです。配慮が必要かどうかの判断というのは、どういった意味で線引きといいますか、配慮が必要なお子さんは、いっぱいいると思うのですけれども、この方たちだったらというような一定の基準みたいなものはあるのですか。

【教育長】 これはどうしますか。どちらがいいですか。とりあえず学務課長のほうから。

【学務課長】 基本的に、特別な支援を必要とするかどうかということにつきましては、就学相談を行うのですけれども、その際、教育総合支援センターの窓口で就学相談を受けます。そこでいろいろやりとりをやりまして、通常学級でそのままいけるのか、あるいは通級のほうで、多少、見たほうがいいんじゃないか、要するにコミュニケーション能力で

すとか言語の理解の能力ですとか、そういったことを見ていただきまして、個別に支援しないと、多少、活動に困難があるだろうというような判断が出た場合については、こういった形で通級にという、その度合いがもっと高ければ、当然、固定級という判断が出ますけれども、通常級なのか、通級なのか、固定級なのかというところは、個別に保護者とも相談しながら、センターが中心になりながら決めている状況でございます。

【富尾委員】 とすると、基本的には教育支援センター等で相談をされている方々で、総合的に判断をしてということですか。わかりました、ありがとうございます。

【教育長】 よろしいですか。

センター長は、今のことに関して何か見解はありますか。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 子どもの実態に関して意見等を求められる機会がありました際に、特別支援教育係のほうが実際に学級の様子を含めて見に行っておりますので、情報提供はさせていただいております。全児童を対象にした何か共通の、例えば読み方、アセスメント等が、東京都教育委員会より、せんだって3月に全校に配付されたところでございますので、今後はそういったものを活用しながら、より公平な数値を出しているのではないかと考えております。

以上です。

【富尾委員】 ありがとうございます。

【教育長】 先ほど富尾委員のご指摘にあった上神明と三木小学校に関しては、弾力的な運用は、おそらく区の固有教員を配置しているので、通常の都の定数での学級編制をもう一つ細分化できているんじゃないかなと思いますが、指導課長、それでいいですか。

指導課長。

【指導課長】 今、教育長がおっしゃったとおりです。固有教員の配置によって、こうした弾力的な運用が可能となっております。

以上です。

【教育長】 そのほか、いかがでございましょうか。

職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 横須賀線に乗ると、国際自動車の跡地のビルがだんだんでき上がってきて、あそこが、多分、学区は三木と芳水ですか。例えば三木のところの学級編制を見ていて、1年が3、6年が1、来年度はどう考えても1年学級が3ですから、そのところの学級増が必ずあるか。普通の状態で学級増がある。あそこが三木の学区域だとすると、いわゆる収容対策としての考え方、非常に難しいのだろうけれども、困るなどという。子どもの行き場がないというのが一番困りますから。

それから、芳水は建て直ししていますので、多分、あれも急激な学級増というのは、物理的に、まだでき上がっていないものに対していうのも申しわけないのだけれども、その辺のところでも新しい感覚はお持ちだろうか、どういうふうになっているかという予想はいかがででしょうか。厳しい予想を僕はしているのだけれども。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 確かにあそこの大崎のところ、それから私どもがもちろん注目しているところはそこだけじゃなくて、目黒の駅前ですとか武蔵小山もありますし、沿岸地域もあ

りますし、今、いろいろなところで大型の開発がありますので、それは都市計画課のほうから大型マンションが建ちますよといったところの情報は、一応、もらいまして、何棟できるのか、ファミリー型なのか、というような情報をもらいながら、今、わかっているところでは、その戸数を把握して、それをできるだけ人口推計の中に落としていこうというようにして作業は毎年進めています。

基本的には厳しくなりそうなところもありますけれども、今、教室をやりとりしながらということで、やむを得ずランチルームを潰して普通教室にしていこうですとか、そういったことも考えながら対応しているところでございます。

【菅谷教育長職務代理者】 よろしく申し上げます。

【教育長】 よろしいですか。

なかなかこの辺の将来的な見通しというのは難しいところでもありますけれども。

ほかの委員の方、いかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、平成29年度学級編制について、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に日程第2、報告事項3 平成29年度移動教室について、説明をお願いいたします。
学務課長。

【学務課長】 それでは、お手元の資料ナンバー4になります。平成29年度移動教室について、ご報告いたします。

移動教室は、教育課程の一環として、自然の中での体験学習や歴史に関する学習等を通じまして、集団生活における規律や連帯感を養うというようなことを目的に、毎年、実施しております。

まず、小学校・義務教育学校前期課程の移動教室ですが、宿泊先は例年どおり日光の光林荘を利用し、6年生と特別支援学級の3年生から6年生を対象に、2泊3日の日程で実施いたします。各学校の日程につきましては、1枚おめくりいただきまして、別紙1の実施計画表のとおりでございます。今月19日、明日になりますが、明日、あさってということで実地踏査を行いまして、5月10日の豊葉の杜学園、大原小学校を皮切りに、9月22日までの期間で全ての学校が日光での移動教室を実施いたします。

次に中学校・義務教育学校後期課程ですけれども、1ページ目に戻っていただきたいと思っております。対象は7年生と特別支援学級の7年生、8年生、9年生で、日程は2泊3日です。今年度は、平成15年度以来、実に14年ぶりに全校がそろって磐梯高原での実施となります。宿泊先は、昨年同様、磐梯桧原湖畔ホテルを利用いたします。

別紙2に実施計画表を添付してございます。各ルートとも5月9日から11日にかけてまして実地踏査を行い、5月24日に出発する品川学園から、9月22日に帰校する日野学園まで、特別支援教育を含む全16回の予定で実施いたします。

1ページ目の一番下のところ、中学校の(4)のその他では、「磐梯高原の実地踏査では、安全を確認後、実施する」という記述がございます。今年度も途中の経路、見学場所、宿舎等において、放射線量の測定を実施し、安全性の確認を行います。そして、実際の移動教室では、実地踏査した場所以外での見学や体験は行わないということで実施いたします。

なお、ここに示しております人数につきましては、先ほどの学級編制のときとは時間的な差がありますので、一致はしていないということでご了承願います。よろしくお願います。

【教育長】 説明が終わりました。ご質問はございませんでしょうか。

では、私から1つだけ。以前、富尾委員からもご質問があったんじゃないかなと思うんですが、例えば中学校の移動教室で、10番、八潮学園は71名で5名の引率、5番の荏原六中は82名で7名の引率、これも微妙なところなのかもしれませんが、引率が多ければ目も行き届かないという思いはあるのですけれども、この辺の基準、また学校のそれに対する、ある程度、弾力的な運用というものがどうなっているのか、教えていただけますか。

学務課長。

【学務課長】 基本的に、引率教員につきましては要領の中で基準を設けていまして、引率する学級掛ける1.5プラス養護教諭プラス校長というのが基本ベースになっております。学級数がベースになりますので、必ず生徒の人数とは一致しない面もあるかと思えます。その中で、特に配慮が必要な子どもがいる場合については、加配の申請をいただくというようなことで、それについては柔軟に対応しているというようなことでございます。

【教育長】 わかりました。

もう一点。これは往復、全部、バスになりますか。小学校も中学校も、多分、バスではないかなと思うのですが、こういった高速道路を走るバスというのは、結構、大きな事故なども起きたりしているような状況がありますので、おそらく入札になるのでしょうか。特に子どもたちを運搬するというので、その辺の安全についての意識づけみたいなものというのは、契約等の段階でどんなふうにされているのでしょうか。

学務課長。

【学務課長】 基本的にこれは往復バスですけれども、宿とのセットになっている、途中の見学もするというようになっておりまして、いわゆる旅行業法を持っているところでないとなツアーはできないということで、区から委託する場合は基本的に旅行会社に、全部、委託をします。その旅行会社が、傘下に入っているバス会社等に実際のバスを手配するという、そういう構図になっております。その中で、旅行会社がバス会社を選定するに当たって、安全性等を確認し業者を選んでいるということです。

また、入札については、そういったノウハウも必要なことですので、基本的に契約の内規で3年更新というような形で行っております。途中でトラブルがなければ、3年継続して、また見直して次の業者という形になって、旅行業者がバスを手配というような形をとっております。

【教育長】 わかりました。そうすると、単にバス会社を教育委員会で契約するというよりは、そこにまた信頼関係を担保できる業者が介在していると判断できるという感じがいたします。

そのほか、よろしいでしょうか。

では、今年度は小も中も全て同じ場所で実施ができるということで、平成29年度移動教室について、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項4 品川コミュニティ・スクールについて、説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 報告事項4 品川コミュニティ・スクールについてです。このたび、品川コミュニティ・スクールについて理解、啓発していただくためのパンフレットを作成しましたのでご報告します。資料5をごらんください。ブルーのパンフレットでございます。

実は、地域の方から品川コミュニティ・スクールについて話を聞いたのだけれども、どういふものなのかなかなか理解ができないとか、また資料を読んだのだけれどもよくわからないというお話を伺うことがあります。そこで、このパンフレットでは、保護者や地域の方々に、品川コミュニティ・スクールについてできるだけわかりやすく、親しみやすく伝えることができるよう、工夫したところです。

まずは手にとってもらうことが大事だと思いましたので、表紙についても明るいタッチにしております。5ページ、6ページをごらんください。ここは校区教育協働委員会の役割について説明したところなのですが、これまでは文章で説明していたところですが、この校区教育協働委員会での協議の様子を、イラストや吹き出しを使って具体的に示すことで、どんなことが校区教育協働委員会で話し合われるのか、読む方にイメージを持っていただけるようにしました。

また、9ページ、10ページをごらんいただきたいのですが、こちらは、学校支援ボランティア、これは9ページの上のほうにありますけれども、「できる人ができるときにできることを行うものですよ。」ということ呼びかけ、下のイラストで、「いつでもどなたでも自分の得意なことを生かして参加できますよ。」ということを示し、「こんなことだったら私でもできる、これだったら私もやってみたい。」というふうに、ボランティアとして学校支援地域本部に参加してみようと思っただけのようなページになるよう工夫しました。

一番後ろに28年度から30年度までの実施校、実施予定校の一覧を示したところですが、本年度、平成29年度の新規実施校の16校では、本パンフレットを4月の保護者会で配布し、保護者全員に説明をいたします。また、地域との打ち合わせですとか、町会長会議での挨拶等で説明をする際に活用してもらおうと思っと思っています。

また、平成28年度から実施している15校につきましては、既に昨年度、フォーラムで使ったパンフレットをもとに説明を行っていますので、今年の新入生である1年生と7年生の保護者に対してのみ新たなこのパンフレットを使って説明をしていただくことにしています。

なお、平成30年度、次年度、最後の年になりますけれども、この新規実施校につきましては、教職員の理解促進であったり、またPTA役員への説明であったり、また外部評価委員への説明等で、このパンフレットを活用して説明していただくようにしています。

昨日、4月17日に行われた全校の副校長対象の品川コミュニティ・スクール連絡運営委員会でも、こちらのパンフレットを活用して改めて説明を行ったところです。4月24日に行われる校区教育協働委員の研修会においても、新たな委員さんに対して、このパン

フレットを用いた説明を行っていく予定でございます。

私からは以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございませんでしょうか。

5ページ、6ページあたりはせりふ入りで結構わかりやすくなったかなという感じがしますが、海沼委員、いかがでしょうか。町会長さんたちにご理解いただくのに。

【海沼委員】 そうですね、町会的にはこれがあるとやはり説明しやすいですね。

【教育長】 少しわかりやすくなりましたでしょうか。

この次のページにある黄色い洋服を着ている方がコーディネーターなのですね。

【指導課長】 7ページの黄色い服を着た女性がコーディネーター。それから、補足ではありますが、6ページの絵をごらんいただけるとおわかりかと思うのですけれども、若い方から少し年齢が上の方まで、いろいろな方が校区教育協働委員会に入るのですよというようなイメージを込めて、これをつくらせていただきました。

【教育長】 大分、事務局のほうも工夫をしているみたいですが。

そうしますと、私のほうから1つ。今年のコミュニティ・スクール関係のさまざまな説明の折には、全てこのパンフレットを使ってやっていくという感じになりますでしょうか。

【指導課長】 こちらを使って、これからの研修会、説明会等で活用しながら、具体的に説明していきたいと思っています。

2017とありますので、次年度につきましても、また新たな取り組み等も入れながら作成して、次年度の部分につきましても作成していきたいと思っております。

以上です。

【教育長】 よろしいですか。

国で言うところの学校運営協議会、私どもで言うところの校区教育協働委員会の設置による地域連携というのは、新しい学習指導要領でもそういった方向性が示されているところでもありますので、いつも学校には、焦らず、慌てず、諦めず取り組んでいきたいと思います。ということを行っているのですが、今年度と来年度、3年度間での全校実施を目指して頑張っていっていただければと思います。

それでは、品川コミュニティ・スクールにつきまして、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

そのほか、事務局のほうから何かございませんでしょうか。

【庶務課長】 特にございません。

【教育長】 それでは、最初に申し上げましたように、非公開の会議に入りたいと思います。傍聴の方はご退席、願いたいと思います。

(傍聴者退席)